

あおば事務所のお知らせコーナー No.137

代表社員 阿久津 渉

○社会保険(健康保険・厚生年金)の算定の時期になりました ～社会保険

今年も社会保険の算定(正式には定時決定)の時期になりました。算定とは 4 月 5 月 6 月の給与の総額を基に、その年の 9 月分からの社会保険料額を決める手続きです。

当事務所より必要なデータを記入していただくための書類を発送いたしました。6 月の給与が確定しましたら必要な事項を記入のうえ、返信くださいますようお願い申し上げます。記入にあたり不明な点がありましたら、あおば事務所までご相談ください。

○健康保険の被扶養者の調査について ～健康保険

協会けんぽ(健康保険協会)による扶養に入っている家族等の確認作業が始まります。これは就職や収入が増えたことにより扶養の要件から外れていないかを確認するものです。扶養として認められる収入額は 1 年間の見込みが 130 万円未満(60 歳以上・障害者の方は 180 万円未満)となっています。6 月 9 日(金)より各顧問先様に「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから順次発送されます。もちろん手続きはあおば事務所が行いますので、被扶養者情報を確認の上、お手数ですが事業主印を押印して当事務所まで郵送をお願い致します。収入の考え方や記入方法など少しでも疑問がありましたらご相談ください。書類が届いたらとりあえずご連絡をいただいても結構です。ご協力お願い致します。

○賞与の保険料率について ～雇用保険・社会保険

これから賞与の時期になりますので、個人負担分を控除する際の保険料率をお知らせします。

※健保組合等は下記と違うことがあります。

- ・健康保険⇒ 4.935%(埼玉) 4.955%(東京) 4.945%(茨城) 4.965%(群馬)
- ・介護保険⇒ 0.825% (40 歳以上 65 歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.091%
- ・雇用保険⇒ 0.3% (建設業は 0.4%) ※会社負担分は 0.6% (建設業は 0.8%)

○育児休業が最長 2 年まで延長されます(平成 29 年 10 月～) ～育児・介護休業法

現在、育児休業を取得できるのは「子どもが 1 歳になる前日」までの期間です。ただし、満 1 歳になっても「保育所に入れない」などの特別な場合に限り、1 歳 6 ヶ月まで延長が可能になっています。

今回の法改正によって、1 歳 6 ヶ月になっても預け先が見つからなかった場合は、延長期間がさらに 6 ヶ月間延びて「最長 2 年間」の育児休業取得が可能になります。併せて雇用保険の育児休業給付も 2 歳まで延長されます。

○助成金情報の提供について ～助成金

毎年 4 月は助成金制度の改正時期となっております。それに伴いあおば事務所では比較的使いやすいとされている助成金のパッケージをご用意しております。内容につきましては現在精査中ですので、詳細が決まりましたら改めてご案内致します。もう少しお待ちください。

○あおば事務所に新しいスタッフが加わりました ～ご報告

三芳大介(みよしだいすけ) 38 歳 平成 29 年 6 月 1 日入職。主任総合コンサルタント。非常に穏やかで、優しい系男子です。都内の社労士事務所で勤務していた経験者です。労務相談、社内規程の作成、給与計算まで社労士業務を熟知しております。パソコンにも精通しています。皆様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようお願い申し上げます。

65 歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでしたが、平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方(週の所定労働時間が 20 時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)